

公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 2 日

四万十市長 中 平 正 宏



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集 1	四万十市奥鴨川字ツイカコシ 3280-4 四万十市奥鴨川字南サカウチ、東サカウチ 3281-5、3282、3283-5 四万十市奥鴨川字明神 3256-6	198-3-7-2 198-4-2 198-4-8 198-5-2-1 198-5-2-2 198-3-1-1 198-3-1-2 198-3-3	山林	16.91	2020.11.16 ～2025.11.15	
集 2	四万十市奥鴨川字上松 1908～1912 四万十市奥鴨川字上ミ松カ 3404-2	206-1-12-1 206-1-14	山林	1.96	2020.11.16 ～2025.11.15	
集 3	四万十市奥鴨川字ヤスヲ 3425-2、3426-1 四万十市奥鴨川字フルエ 2046～2048、2050	207-4-4-2 207-5-5-1 207-5-5-2 207-5-6-1 207-5-6-2 207-5-7 207-5-8 207-5-10 207-5-11 207-9-5-2 ～207-9-5-6	山林	3.79	2020.11.16 ～2025.11.15	

2 縦覧場所 四万十市農林水産課、四万十市公式ホームページ

3 本公告により、四万十市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。